特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０９１号

東京都渋谷区恵比寿２丁目１番５号
清算株式会社　ＳＢＧ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表清算人　小出　敏彦

１　決定年月日　平成28年12月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２号

大津市坂本７丁目33番59号
清算株式会社　株式会社オーディー
代表清算人　杉本　博信

１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
１　用語の定義
⑴　共益的債権
清算会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑵　優先債権
清算会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　一般債権
協定債権のうち、共益的債権及び優先債権に該当しない債権をいう。
２　本協定の効力発生の時期
本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。
第２　共益的債権及び優先債権の取扱い
共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。
第３　債務免除
１　京都信用金庫による免除
京都信用金庫は、本協定の認可決定日をもって、元本債権の内、本協定の認可決定日において、京都信用金庫西大津支店内に清算会社（旧商号株式会社プロテクトを含む）名義にて預け入れられた預金残高の合計額（以下「本件預金残高合計額」という。）を控除した残額、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
２　大阪信用保証協会による免除
大阪信用保証協会は、本協定の認可決定日をもって、元本債権の内、本協定の認可決定日において、京都信用金庫西大津支店内に清算会社（旧商号株式会社プロテクトを含む）名義にて預け入れられた預金残高の合計額（以下「本件預金残高合計額」という。）を控除した残額、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
３　杉本守正による免除
杉本守正（相続により杉本博信が全部承継している）は、本協定の認可決定日をもって、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
４　株式会社プロテクトによる免除
株式会社プロテクトは、本協定の認可決定日をもって、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
第４　新たな財産が発見された場合
弁済日の翌日以降に新たな清算会社所有の財産が発見された場合は、清算会社は速やかにこれを換価し、その換価が完了した日から１か月以内に協定債権者に対して按分にて弁済する。この場合、当該弁済額の範囲で各債権者は第３に定める免除を撤回する。
補則　連帯保証債務の取扱い
協定債権者が清算会社に対して有する一般債権について杉本守正氏（相続により杉本博信氏が全部承継している）及び杉本博信氏が負担する連帯保証債務については、本協定の認可決定に関わらず影響しないものとする。

大津地方裁判所民事部

監督命令

平成２８年（再）第１２号

大阪市住吉区万代東２丁目３番６号
再生債務者　株式会社新幸機械製作所

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区南船場４丁目３番11号　大阪豊田ビル２階　弁護士法人御堂筋法律事務所　弁護士　秋山　　洋
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為

平成28年12月27日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第２６７号

札幌市清田区北野５条４丁目23番４号
再生債務者　植松　雅史

１　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年１月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年１月31日から平成29年２月７日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第２７６号

札幌市中央区南26条西10丁目１番１号　自衛隊
再生債務者　原田　恭輔

１　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年１月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年１月31日から平成29年２月７日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第２８１号

札幌市東区北35条東４丁目１番12―205号
再生債務者　能登　暢之

１　決定年月日時　平成28年12月27日午後０時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年１月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年１月31日から平成29年２月７日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第２８５号

札幌市豊平区平岸６条12丁目４番３―105号
再生債務者　西埜　元晴

１　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年１月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年１月31日から平成29年２月７日まで

札幌地方裁判所民事第４部